

**しゅうがくえんじょ**

就学援助制度のご案内

経済的な理由により、小・中学校で必要な教育費用の支払いが困難なご家庭に対し、学用品費などを市が援助する制度です。

**対象者（保護者）**　＊以下(1),(2)のいずれかの要件に該当する場合、対象です。

(1)児童扶養手当を受給している

＊ただし、支給停止中の場合は対象外です。

(2)生活保護を受ける方に準ずる程度に困窮している

〇同一生計世帯全員の令和5年の総所得が、認定基準所得以下であること。

〇認定基準所得は、同一生計世帯の需要額の1.25倍です。

〇需要額は、以下の生活保護費から1年間に必要な金額として算出します。

・生活扶助費　世帯人数や年齢により変動　 ・住宅扶助費　8,000円/月

・教育扶助費　小学生1人あたり　6,357円/月　中学生1人あたり　9,133円/月

・生業扶助費　高校生1人あたり　5,300円/月

【認定基準所得の目安】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 世　帯　構　成　（例） | 住宅 | 認定基準所得 |
| 2人 | 保護者1人(20～40歳)、小学生1人(6～11歳) | 持家 | 約165万円 |
| 保護者1人(20～40歳)、小学生1人(6～11歳)  | **借家** | 約177万円 |
| 3人 | 保護者2人(41～59歳)、中学生1人(12～15歳) | 持家 | 約231万円 |
| 保護者2人(41～59歳)、中学生1人(12～15歳) | **借家** | 約243万円 |
| 4人 | 保護者2人(41～59歳)、子2人(12～15歳、6～11歳) | 持家 | 約287万円 |
| 保護者2人(41～59歳)、子2人(12～15歳、6～11歳) | **借家** | 約299万円 |
| 5人 | 保護者2人(41～59歳)、中学生,小学生,幼児3人(12～15歳、6～11歳、5～3歳) | 持家 | 約321万円 |
| 保護者2人(41～59歳)、中学生,小学生,幼児3人(12～15歳、6～11歳、5～3歳) | **借家** | 約333万円 |

　【注意】上記認定基準所得はあくまで目安であり、世帯構成により変動します。



　　**審査基準**　　＊以下の審査基準について、市が判定します。

　　(1)児童扶養手当の支給を受けていること

　　(2)同一生計世帯全員の令和5年中の総所得が、認定基準所得以下であること

　　〇児童扶養手当の支給を受けていない場合、(2)の基準により審査し、判定します。

　　〇同じ住所地に在住する配偶者、親族、同居人は、原則同一生計とみなします。

　　　世帯分離で世帯を分けている場合も、同一生計世帯とみなします。

【裏面もご確認ください】



**援助の内容（費目、対象、年間支給予定額）**

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　目＊新入学学用品費以外はすべて、上限金額を記載しています。 | 年間支給予定額(円) |
| 小学校 | 中学校 |
| 学用品費等【＊】(上限あり)学校で使用する学用品の購入費 | 学用品費（1年生） | 11,420(上限) | 22,320(上限) |
| 学用品費・通学用品費（2年生以上） | 13,650(上限) | 24,550(上限) |
| 新入学学用品費（４月認定の新１年生のみ）　【定額支給】＊入学前に支給を受けた場合は、対象外です。 | 40,600(定額) | 47,400(定額) |
| 校外活動等参加費交通費･見学料など（上限あり） | 宿泊を伴わないもの | 1,570(上限) | 2,270(上限) |
| 宿泊を伴うもの（年１回） | 3,620(上限) | 6,100(上限) |
| 修学旅行費（上限あり） | 21,490(上限) | 57,590(上限) |
| 学校給食費（無償化実施のため、実際に支給はありません） | 無償化実施のため支給なし |

＊上記の学用品費等【＊】は、上記の上限金額から学用品費サポート事業により納付免除

となった金額を差し引き、残りの金額が発生する場合に、3学期に支給します。

例)小学2年で納付免除額が12,100円の場合 ⇒ 上限13,650円との差額1,550円を支給

中学2年で納付免除額が30,680円の場合 ⇒ 上限24,550円を超えるため支給なし



　　　**申請手続きについて**

(1)就学援助を希望される人は、以下のものを学校が指定する日までに提出してください。

　 期限後の提出は、年度途中（申請日）からの認定になりますのでご注意ください。

①令和6年度就学援助費申請書　兼　世帯票

②添付書類（以下の場合にのみ必要）

●【新しく添付が必要です】借家に住んでいる場合(児童扶養手当の受給者は除く)

⇒　家賃の支払が分かるもの(通帳写しや契約書写し等)

* 令和6年1月1日時点で備前市に住所がない

⇒　同一生計世帯全員の令和6年度所得・課税証明書

◎添付書類は紛失防止のため、申請書へのりかホッチキスでとめて提出してください。

 (2)小学校と中学校に兄弟姉妹が通学している場合は、それぞれの学校に申請が必要です。

(3)前年度に援助を受けている人や入学前(3月)に新入学児童生徒学用品・通学用品購入

費の支給を受けた人も、その他の援助を希望される場合は今年度分の申請が必要です。



　　**注意事項等**

(1) 令和5年分の同一生計世帯全員の所得が認定基準所得を超過している場合、就学援助

は認定されません。表面に認定基準の目安を記載していますので、ご確認ください。

(2) 令和5年分の所得の申告をされていない人は、認定されない場合があります。

必ず、税務署または市税務課で申告をしてください。（給与所得のみで勤務先から備前

市に給与支払報告書が提出されている場合は、申告の必要はありません。）

(3) 審査結果は、各学校を通じて令和6年6月中旬以降にお知らせします。

**【問合せ先】　備前市総合教育部教育総務課総務振興係（TEL６４－１８０２）**